

『雲南市文化財調査研究報告』第一集 抜刷
雲南市教育委員会 二〇二五年三月

掛合町・圓通寺の観音菩薩（伝如意輪観音）遊戯坐像について

—西日本に遺る遊戯坐像の一例—

濱田恒志

掛合町・圓通寺の観音菩薩（伝如意輪観音）遊戯坐像について

— 西日本に遺る遊戯坐像の一例 —

濱田恒志

はじめに

雲南市域の山々に数々の密教寺院が営まれたことはよく知られており、その多くが平安・鎌倉期以来の由緒をもつことは、各寺院に伝わる古い佛像たちが物語っている。本稿で紹介する掛合町多根・圓通寺の秘仏本尊観音菩薩遊戯坐像（伝如意輪観音。以下「本像」。図1）は、そうした当市域の山岳寺院の古像として代表的な存在の一つである。

本像は平成二年（一九九〇）十一月三日に旧掛合町指定文化財（合併により現在は雲南市指定文化財）とされ、その重要性は認識されていたものの、一般には三十三年に一度開帳される秘仏だという事情もあつてか、これまで美術史的見地から像の概要を広く紹介されることはなかったようである。本像は平成二十九年（二〇一七）に開帳され、本稿筆者はその後、本像を実査する機会に恵まれた。^① 諸般の事情により厨子内に安置された像を移坐することが難しく、安置状態のまま行った限定的な調査ではあつたが、その結果、本像には従来認められていたものとは異なる重要な意義があると思われたので、この機会に本像の概要とあわせて紹介したい。

一、本像の概要

〔形状〕

高髻を結び、髻頂から髪束を三段ずつ三方に垂らす。上元結の正面に花形飾りをあらわす。下元結は頭髪。天冠台は下から紐二条、列弁。中央から両側面へかけて上向きの弧を描く。鬢髪一束が耳を亘る。髪は全て束ね目入り毛筋彫り。白毫相をあらわす。耳朶環状、貫通する。三道相をあらわす。內衣、覆肩衣、袈裟、裙をつける。內衣は腹部中央にあらわれる。覆肩衣は右肩から右腕を覆い、右脇腹で袈裟にたくし込む。袈裟は左肩を覆い、右肩に少しかけて右腋下から正面を通り、上縁を大きく折り返して再び左肩にかける。顔を正面に向け、左手は肘を軽く曲げながら掌を左膝上に下ろして伏せ、全指を伸ばす。右手は垂下し右膝後の地面につく。左足は垂下させ、右足は膝を外に張り踵を股辺に付けて坐す。

〔法量（単位はセンチメートル）〕

全高（台座・光背・金属製宝冠を含む） 一三〇・三

〈本体〉

像高（頭頂―左足先） 八七・四

坐高 六九・五

髪際高（左足先から） 七二・二（坐面から） 五三・一

頂―顎 二九・〇

面長 一二・四

面幅 一一・〇

耳張 一四・六

面奥 一五・〇

胸奥（左） 一八・八（右） 一八・九

腹奥 二二・〇

膝奥（左） 三六・七（右） 三五・〇

坐奥（左足先から） 四九・五

肘張 三六・二

膝張 四二・七

膝高（右） 一一・〇

像最大張（袈裟裾張） 五七・六

〈台座〉

総高 六〇・七

最大張 九一・九

最大奥 四一・〇

〈光背〉

総高 七五・五

頭光径 三五・五

〔品質構造〕

先述の事情により構造の詳細は現段階で把握し難いが、正面からの観察および後述の修理時写真より推測すると概ね次の通り。

木造（樹種不明、ヒノキか）。割矧ぎ造りないし寄木造り。彩色。玉眼。袈裟の襟際に沿った線で、正面胸前を含んだ頭部と体幹部とを矧ぐ。頭部は耳後ろを通る線で前後に矧ぎ、背面部はさらに左右に矧ぐ。以上は割り矧ぎか別材矧ぎか断定し難い。白毫別材嵌入。玉眼嵌入。髻別材矧ぎ。体幹部は前後左右で四材を矧ぐ（割り矧ぎか別材矧ぎか断定し難い）。内刳りし、前面材の下部中央に像心束を刳り残す。左右両側に広がる袈裟裾部を別材製とし、右裾部の上に別材製の右手首先を矧ぐ。両足部別材製、左膝上に左袖口を矧ぎ、そこへ別製の左手首先を挿し込み矧ぎとする。両

足先も別材製。

〔保存状態〕

左手先第五指、右足先第四指、欠失。白毫、金銅製宝冠・胸飾、表面彩色の全て、像底蓋板、光背、以上後補。台座（方形座に自然木を貼り付け）と玉眼も後補の可能性がある。体幹部正背面中央および両肩部に、体幹部前後左右四材を鏝で緊結した痕がある。平成二十九年の開帳前に各部位を接着し直す修理がなされた。

二、伝来・作風・制作年代

圓通寺は天台宗に属する。寺伝によれば行基が如意輪観音像を造像安置したことにより当寺が開創され、のち性空により中興されたというが、草創期の詳しいことは分からない。かつては四十二坊を有し、領主から寺領等の寄付もあつたというが、明治の廃仏毀釈などを経て、現在は圓通寺本院のみが残るとい^②う。

当寺本尊如意輪観音像の存在は、享保二年（一七一七）の地誌『雲陽誌』の当寺の項に「本尊如意輪観音行基の彫刻なり^③」とあるのが文献上に出る古い例とみられ、これが本像に相当するわけであるが、もちろん実際の制作年代は行基の時代までは遡らない。ただ、旧掛合町による文化財指定時には平安時代に遡る古像と判断され、指定名称は寺伝に準じて「如意輪観音菩薩像」とされた。なお指定時の所見によれば胎内に「行基」の銘があるとされるが、本稿筆者の実査では胎内を確認できていない。

さて、このたびの実査で得た知見に基づき、尊名と制作年代について改めて検討したい。

通常の観音菩薩坐像とは異なり、袈裟と覆肩衣をまとい、片手を地面につけて足を組まずにくつろぐ姿勢、いわゆる「遊戯坐」をとる点に本像の大きな特徴がある。こうした観音菩薩遊戯坐像は、鎌倉時代後期から南北朝時代にかけて造像の流行が知られ、本像もその一例と捉えるべき作例である。また従来、観音菩薩遊戯坐像は鎌倉地方の禅宗寺院を中心に造像安置されたものと考えられてきたが、この問題については後述する。

本像は、襟際に沿って頭部と体幹部を接合する点や、内刳りの中に像心束を刳り残す点など、造像技法の上では各所に中世の特徴をみせている。とりわけ後者は院派仏師の作の特徴といわれる。また彫刻表現においても、ひときわ高く束ねた髻、凜々しく張りがある面部、頭髮や着衣に見られる行き届いた細部表現、均整のとれた体軀、現実には即した衣文の抑揚など、各部に鎌倉時代彫刻の正統的な要素が指摘できる。上半身をほとんど傾げずに背筋を伸ばし、あまりくつろいでいるようには見えない姿勢には固さを認めることもでき、この点は制作年代の若干の下降を示しているのかもしれないが、それでも本像の面貌や衣文表現には、南北朝期以降の像に顕著な非現実的な固さや形式化は認め難い。観音菩薩遊戯坐像の基準作例として鎌倉時代末、正慶元年（一三三二）作の神奈川・慶珊寺像があるが、同像と比較したとき、本像は同等もしくは若干遡る時代様式をみせているのではなからうか。以上より、本像の制作年代は鎌倉時代後期、十三世紀末から十四世紀初め頃の作かと考えられる。

三、遊戯坐像造像史のなかの本像の位置付け

観音菩薩遊戯坐像の類型や諸作例については、清水眞澄氏による網羅的な研究に詳しい⁵⁾。それによれば、中国においては宋代・十世紀には既に造

像の拡がりをみせるといい、そこから請求された画像や彫像を介し、日本では鎌倉期に流行した。遊戯坐の姿勢は、左右どちらの手足を地につけるか、また立膝とするか否か、などでいくつかの類型に分けることができ、本像のように右手を腰脇の地につけ、右足を横にし、左足の膝下を垂下させる姿勢の例は中国には認めがたいという。清水氏は禅居院像・松ヶ丘文庫像・北条寺像・慶珊寺像など、十三世紀後半から十四世紀前半にかけての鎌倉地方の（ないし同地方由来の）作例にみられる独特の形姿だとし、鎌倉時代の「久原本図像」収載の水月観音がこの種の像の原型であった可能性を指摘した⁸⁾。

それらの作例も含め、観音菩薩遊戯坐像は従来、日本では鎌倉地方の禅宗寺院に集中して伝わりと考えられてきた⁹⁾。しかし近年、岩田茂樹氏は、愛媛・等妙寺や山口・極楽寺に伝わる同種の作例を相次いで紹介し、西日本でも鎌倉期の遊戯坐像が伝わることを示すとともに、それらの像の制作年代を鎌倉地方における流行より遡る頃に想定し、日本における遊戯坐像の発生が畿内地域に求められる可能性を指摘した¹¹⁾。こうした近年の指摘をふまえたとき、同じく西日本に伝わる本像は、遊戯坐像の諸作例の中でどのように位置付けるべきであり、またどのような問題を及ぼすのであろうか。

西日本で見出された右記の二例はいずれも立膝とする一方、鎌倉地方にそうした例は無く、このため双方の造像は連続するものではなく、別個の背景を持っていた可能性が指摘されている¹²⁾。だが先にみたように、立膝とせず、左足を垂下する本像の姿勢は、遊戯坐像のなかでも鎌倉地方に限られる一群と最も近く、西日本の二例とは大きく異なる。ここから導かれるのは、第一に、後世になって本像が鎌倉地方周辺からもたらされた可能性であり、第二に、従来の想定と異なり、鎌倉地方に限られるとみられてい

た遊戯坐像の一系統が西日本にも及んでいた可能性であろう。ただ、第一の可能性を積極的に想定しうる事象は当地の記録類に見出し難く、現状では第二の可能性にこそ注目しておきたい。

また、これまで遊戯坐像が禅宗寺院を中心に流行したと考えられてきたのも先述したとおりだが、圓通寺は少なくとも『雲陽誌』の時点から今日まで、一貫して天台寺院として存続していることも注意すべきだろう。このことにも複数の可能性が想定できる。第一に、本像が造像された鎌倉期には同寺が禅宗寺院だったか、本像が別の禅宗寺院からもたらされた可能性、第二に、遊戯坐像の造像安置は、禅宗寺院だけでなく天台寺院などへも一定の拡がりを有していた可能性である。このことについてもどちらが妥当か、直ちに断言し得ないが、第一の可能性を示唆する記録は見当たらないことや、同寺の所在する雲南市北西地域とその周辺には古像を伝える天台由来の古刹が数多いことを勘案すれば、同寺の改宗や禅宗寺院の関与を想定するよりも、第二の可能性を積極的に考えたい。本像とは姿勢が異なるものの、遊戯坐像の西日本における一例を伝える愛媛・等妙寺が中世以来の天台の古刹であることも、この可能性を補強するだろう。そもそも、本像に類する現存作例が鎌倉地方の禅宗寺院に多いとはいえ、その姿の由来と目される「久原本図像」は天台寺門系の図像集だとみられていること⁽¹⁴⁾にも、改めて注意すべきだろう。

おわりに

本稿では、従来、平安期の由来をもつ如意輪観音像としての重要性から市指定文化財とされてきた本像に関し、鎌倉期の観音菩薩遊戯坐像の秀作として新たな意味と価値を指摘した。同時に、本像が遊戯坐像として特異

な姿ではないにもかかわらず、先行研究でこれまで指摘されてきた遊戯坐像の造像傾向からは逸脱する存在であることも、あわせて指摘した。たびたび述べてきたように、従来、本像のような姿勢の鎌倉期遊戯坐像は、鎌倉地方や禅宗寺院に造像の由来が求められてきた。しかしながら本像は、伝わった場所も宗派も、そのどちらにも当てはまらない。本像のような遊戯坐像が出雲の山深くにある密教寺院に伝わったという事実は、遊戯坐像の造像と伝来の歴史が従来考えられていたより広汎であった可能性を示唆するのではないか。その意味でも、本像の存在は当地内外にとって類い稀なる意義を有するといえるのである。

【注】

(1) 実査は平成三十年(二〇一八)十二月八日、雲南市教育委員会の主催のもと、同文化財課の助力を得て濱田恒志が行った。本文既述のとおり一定の制限があった調査なので、本稿で記述した本像の概要については訂正の余地がある。本稿を利用されるにあたっては、この点を留意されたい。本格調査の機会を俟って正確な情報を提供すべきとの向きもあるが、本稿では本像の意義を紹介することを優先した次第である。

(2) 以上の沿革は、飯石郡役所編『飯石郡誌』(名著出版、一九七二年復刻(初版は一九一七年)一一七七頁による)。

(3) 引用は、蘆田伊人編集校訂『大日本地誌大系四十二 雲陽誌』(雄山閣、一九七一年)二二〇頁による。

(4) 慶珊寺像の詳細については、横浜市歴史博物館編『特別展 中世の世界に誘う 仏像 院派仏師の系譜と造像』図録(同館、一九九五年)四十八〜四十九頁などを参照。

(5) 清水眞澄「鎌倉 禅居院の観音菩薩半跏像について―中国像との形姿の比較を中心にして―」(『成城大学短期大学部紀要』第三十号、一九九九年)、同氏「水月観音再考―敦煌から鎌倉禅林への道―」(『三井美術文化史論集』第十五号、二〇二二年)。

- (6) 清水氏前掲注5「鎌倉禅居院の観音菩薩半跏像について」七十三～七十七頁。
- (7) 『大正図像』四、七十六頁、図像No.五十一。
- (8) 清水氏前掲注5「水月観音再考」三十一頁、四十一～四十二頁。
- (9) 例えば、浅見龍介『日本の美術 第五〇七号 禅宗の彫刻』(至文堂、二〇〇八年) 五十二頁など。
- (10) 岩田茂樹「木造菩薩(伝如意輪観音)遊戯坐像」(『國華』第一四三、三五号、二〇一五年)、同氏「山口・極楽寺の観音菩薩(伝滝見観音)遊戯坐像」(『鹿園雑集』第二十四号、二〇二二年)。
- (11) 岩田氏前掲注10「山口・極楽寺の観音菩薩(伝滝見観音)遊戯坐像」四十四頁。
- (12) 神野祐太「菩薩遊戯坐像」解説(神奈川県立歴史博物館編『足柄の仏像』図録、同館、二〇二三年) 一四六頁。
- (13) 例えば、雲南市三刀屋町・禅定寺、同町・寿福寺(元は天台宗。永祿年間に現在の曹洞宗へ改宗)、同地域に隣接する出雲市野尻町・法王寺など。なおこれらの寺院の一部は、近世以前は鰐淵寺の末寺であったと伝え、また一部は性空上人中興という伝承を共有するなど、同一の文化圏にあった形跡がある。
- (14) 山本陽子「白山垂迹曼荼羅考―遊行寺本を中心として―」(『仏教芸術』一五七号、一九八四年) 三十八頁の注三十一。

【図版の出典】

本稿筆者撮影。

【付記】

本稿の掲載にあたっては、圓通寺代表役員・赤井賢照様から格別の御厚情を賜った。また本像の調査にあたっては同寺の皆様から御理解を賜り、雲南市教育委員会文化財課の皆様からは多大な御助力を賜った。末筆ながらここに記して御礼申し上げます。



图1 觀音菩薩遊戲坐像 雲南市掛合町·圓通寺